

(3) 請負者ニテ常備賃銀ノ定カラサル者ニ對シテ定ムル事
 (4) 夜業ハ午後五時ヨリ九時迄ハ三割九時ヨリ十二時迄五割増ノ事
 十二時以後ハ十割増

(5) 工場組合ニ依リ臨時休業ノ場合ハ常備給ヲ拂フ事
 (6) 衛生設備ヲ完全ニスル事

(7) 爭議中ハ日給トシテ平均三圓ヲ支拂フ事

(8) 爭議費用ヲ労ス事

(9) 新クニ着手スル仕事ノ場合ハ先ニ賃ヲ定ムル事

之ニ對シ工場側ハ第一第六第九ノ三項ハ容認スルモ他ハ拒絶スト
 ノ回答ヲ為シ引續キ交渉中

右及申(通)報候也

15.11.11
 628

寫

勞務秘第ニ七〇六 群
 大正十五年十一月十日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 濱口 雄 幸 殿

社會局長官 長岡 隆一 郎 殿

京都大阪 各 府 縣 知 事 殿

神奈川

齊藤時計工場労働爭議ニ関スル件
 (第一報)

首題爭議ニ関シ工場主齊藤惣太郎ハ其後